

## 一般社団法人日本熱電学会役員等選出規程

### (総則)

第1条 一般社団法人日本熱電学会（以下、本会と云う）の役員、会長、評議員、及び顧問（以下役員等と云う）の選出は、本会定款第24条、第32条、第34条、及び本会運営規則第8条に基づき、この規程に定める。

### (選挙管理委員会)

第2条 総務担当理事と理事会で選出した社員4名を加えた選挙管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会の委員長は、総務担当理事とする。
- 3 委員の任期は当該期の役員等の選出が終了するまでとする。
- 4 委員に欠員が生じたときは、理事会は、第1項の方法に準じて欠員を補充する
- 5 前項による委員の任期は、前任者の任期とする。

### (候補者名簿)

第3条 委員会は、社員に社員選出の監事、理事及び評議員の適任な候補者の推薦を依頼すると共に、社員からの自薦者を募り、候補者名簿を作成して、理事会に提出する。

- 2 理事会は、委員会から提出された候補者名簿に理事会推薦の候補者を加えて審議し、2名以上3名以下の社員選出の監事候補者、10名以上30名以下の理事候補者、20名以上50名以下の評議員候補者を決議により決定し、委員会に通知する。
- 3 前項の候補者の決定において同一人が、社員選出の監事、理事、及び評議員の複数の候補者となる場合は、本人の意志、及び候補者数のバランスを考慮し、理事会が調整する。

### (投票と選任)

第5条 委員会は、社員選出の監事、理事及び評議員候補者を社員に通知し、投票を依頼する。

- 2 委員会は、投票結果を得票順に取りまとめ、理事会に報告する。
- 3 理事会は、委員会の報告に基づき、2名の次期社員選出監事選出者（2名）、10名以上21名以下の次期理事選出者、及び20名以上40名以下の次期評議員選出者を決定する。
- 4 社員以外の会計、又は税務の専門家1名を前項の次期監事選出者に加える場合には、理事会の決議を要する。
- 5 前2項に基づく、次期監事選出者、次期理事選出者、及び次期評議員選出者は、社員総会における決議を経て、それぞれ、監事、理事、及び評議員として選任される。

6 前項の結果は、学会誌、ホームページ、及びメールを通じて会員に告示する。

(会長の選出)

第6条 委員会は、新理事を選挙人として会長選出のための互選を行い、過半数を得たものを会長候補者とする。

2 前項の互選で過半数を得た者がいないときは、上位2名（同数得票者の場合は候補に含める）を候補者として投票を行ない、過半数を得た者を会長候補者とする。

3 前項会長候補者を理事会の決議により会長として選任する。

(副会長、業務担当理事、及び顧問の選任)

第7条 会長が、理事の中より、本会定款第24条第3項、及び第32条に基づき、3名以下の副会長、10名以下の業務執行理事、及び顧問を推薦し、理事会の決議により選任する。

2 会長は、副会長、及び業務担当理事の中から各種委員会委員長を指名し、理事会がこれを承認する。

第8条 会長が欠けた場合には、第6条の手続きに基づき、会長を選出する。

2 前項の場合の会長の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

第9条 副会長、業務担当理事、顧問、及び評議員に欠員を生じ、補欠の必要を認めた場合には、会長は、第7条に示した手順に準じて選出するよう理事会に要請することができる。

2 前項により選任された副会長、業務担当理事、顧問、及び評議員場合の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、2012年\*月\*日から施行する。

#### 一般社団法人日本熱電学会役員等選出に関する申し合わせ

1. 役員等及び評議員の所属（学・官(公)・産等）の分布は、理事会での候補者推薦決定時に審議によって考慮されるものとして、規程には入れない。
2. 地域バランス、についても上記と同様の考え方で行う。
3. 投票方法は、社員選出監事候補者2名以下、理事候補者21名以下、評議員候補者40名以下に○をつける方式で行う。規定以上の数に○をつけた投票や投票規則に違反したものは無効とする。監事、理事と評議員の投票は別々に行う。所属を候補者名簿に記載する。投票は無記名で、郵送投票による。

- (1) 会長は、総務理事及び正会員から4名の選挙管理委員会メンバーを指名し、理事会の承認を受ける。(11月～12月)
- (2) 選挙管理委員会にて候補選出手続きと決定。(活動開始：2月中旬、決定：3月末)
- (3) 理事会に委員会より候補者名簿の提出。(4月)
- (4) 理事会にて、理事会推薦候補者を選出。(4月または、5月末の理事会)
- (5) 理事会にて、理事及び評議員候補決者決定：(5月末)
- (6) 選挙：6月中(2週間程度の投票期間を設定する)
- (7) 理事会における理事・評議員選出者の確定：(7月中～下旬、決算理事会と同時にを行う)
- (8) 総会：8月(役員及び評議員の承認)
- (9) 選挙管理委員会による会長選出投票の実施、決定を理事に周知。
- (10) 会長は、副会長、顧問及び各種委員会委員長を指名。
- (11) 理事会を招集し、上記の承認を受ける。
- (12) 選挙人に対し役員等を公示する。

[了解事項]

新役員及び新委員会の活動は実質的に8月の総会後の理事会終了後、新委員会の活動は更にその後になる。また、当該年度の活動、予算は旧役員等によって作成されたもので総会に諮られることになる。